造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装又はビルクリーニングに係る基礎級の技能検定の実技試験に合格したものとみなす。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十五号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

環境大臣　中川　雅治

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（第一種動物取扱業の登録の基準） **第三条**　法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～四　（略）	（第一種動物取扱業の登録の基準） **第三条**　法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～四　（略）

五　事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。

イ　（略）

ロ　営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）。

ハ　（略）

六・七　（略）

2・3　（略）

五　事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。

イ　（略）

ロ　営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

ハ　（略）

六・七　（略）

2・3　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

告　示

○外務省告示第三百六十五号

一　ボリビア多民族国政府及びエクアドル共和国政府は、平成十七年七月八日にウィーンで採択された「核物質の防護に関する条約の改正」の批准書を、それぞれ、平成二十九年九月十八日及び平成二十九年九月二十七日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同改正は、同条約第二十条2の規定に従い、平成二十九年九月十八日にボリビア多民族国について、また、平成二十九年九月二十七日にエクアドル共和国について、それぞれ効力を生じた。

二　モナコ公国政府は、前記の改正の受諾書を平成二十九年九月十八日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同改正は、同条約第二十条2の規定に従い、同日にモナコ公国について効力を生じた。

（平成二十九年十月五日付及び同年十月十日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十九年十月三十一日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百六十六号

平成二十九年十月六日にキングストンで、アメリカ合衆国ドル建て借款の供与に関する次の書簡の交換がジャマイカ政府との間に行われた。

平成二十九年十月三十一日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ジャマイカの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とジャマイカ政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　千五百万ドル（一五、〇〇〇、〇〇〇ドル）の額までのアメリカ合衆国ドルによる借款（以下「借款」という。）が、エネルギー管理及び効率化計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ジャマイカ政府に供与されることになる。